

1. 公共施設等総合管理計画について

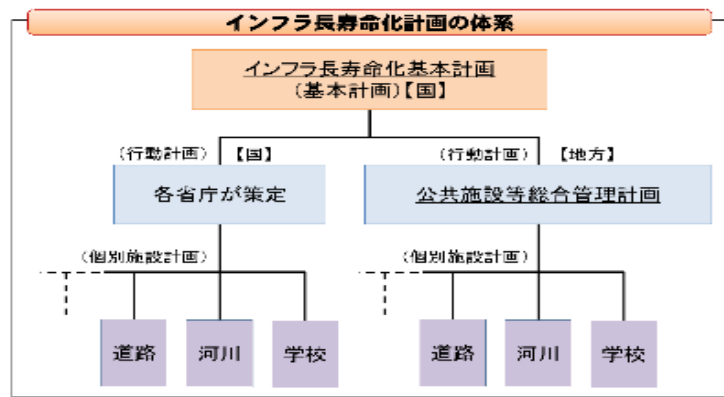
○計画の目的

本町が保有する公共施設の多くは、大規模開発に伴う人口の増加に対応するため、昭和50年代後半から平成初期にかけて建築され、特に、「役場庁舎」、「ふれあいプラザさかえ」、「消防庁舎」といった大規模な公共施設の整備を行っており、道路や橋梁などのインフラ施設も含めると非常に多くの公共施設等が整備されてきました。しかし、それらの施設が今後、更新時期を迎えることから、多額の修繕や建て替え費用に対する財源の確保が必要となります。また、現下の厳しい財政状況の中、今後は、人口減少などに対応した公共施設はどうあるべきかを検討し、計画的な対応と施設の維持管理コストの軽減などを図っていく必要があります。

このため、国の指針に基づき、本町が保有する公共施設等の全体像を明らかにし、長寿化などを計画的・重点的に実施するために平成29年3月に「栄町公共施設等総合管理計画」を策定したところですが、策定後に実施した点検・診断や取組状況を踏まえ、現時点で必要な改訂を行うものです。

○計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画は、平成25年11月29日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、市町村版の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定することが要請されました。このため、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいて策定しています。また、総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が平成30年2月27日改訂されたところです。



○計画期間

2017年度から2046年度までの30年間

○対象施設

- 公共建築物**
庁舎、学校、ふれあいプラザ等
- インフラ施設**
道路、橋梁、公園、下水道等

2. 公共施設等の現況および将来の見通し

○公共建築物の保有状況

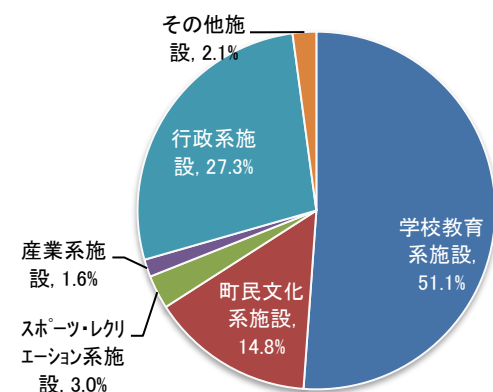
令和4年(2022年)3月時点で本町が保有する公共建築物の総延床面積は68,147㎡で、町民1人当たりに換算すると約3.3㎡となっています。

(図表1) 対象施設数一覧表

大分類	中分類	主な施設	延床面積(㎡)
文化系施設	集会施設	文化ホール	4,061
	文化施設	ふれあいセンター	5,805
社会教育系施設	スポーツ・レクリエーション系施設	町民体育館 町民プール	2,078
行政系施設	庁舎等	役場庁舎	9,742
	消防施設	消防庁舎、器具庫	3,680
	その他行政系施設	旧北辺田小他	5,184
学校教育系施設	小学校		21,980
	中学校		11,620
	給食センター		1,257
産業系施設		ドラムの里	1,078
その他施設		北口駐輪場 他	1,454
計			68,147

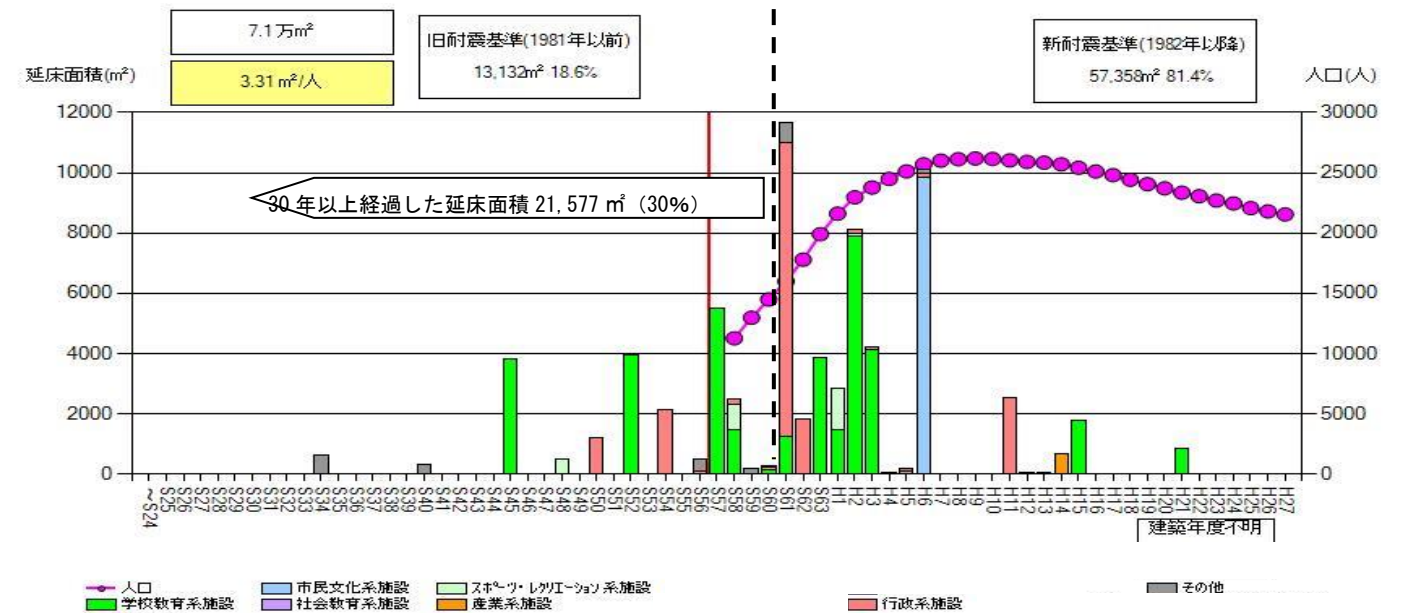
◆大分類別の公共建築物延床面積の割合

大分類別の公共建築物の延床面積は、学校教育系施設の割合が約51%で最も高く、次いで、役場や消防庁舎などの行政系施設の割合が約26%となっています。



建築年度ごとの整備面積は下のグラフのとおりです。昭和50年代から平成初期に集中的に整備が行われており、建築後30年以上経過した建物は今のところ全体の約3割となっていますが、役場庁舎をはじめ30年を迎える施設が相次ぎ、これらの施設の中には老朽化が進んでいるものもあります。

(図表2) 年度別整備延床面積



(図表3) 主な公共建築物の概要

名称	建築年度	延床面積	構造	建築費
役場庁舎	S61	9,128	SRC造	1,987,950
ふれあいプラザさかえ	H6			
ふれあいセンター		5,805	RC造	2,468,910
町民文化ホール		3,509	RC造	2,763,078
悠遊亭		552	RC造	355,762
キッズランド	H29	208	木造	95,904
消防庁舎	H11	2,350	RC造	964,236
学校給食センター	S61	1,257	RC造	295,000

上記図表2を見ると、昭和61年度と平成6年度の整備面積が突出していますが、これは左表のとおり、「役場庁舎」と「ふれあいプラザさかえ」をそれぞれ建築した年度であり、建築費も多額となっています。

また、下表は学校施設のうち校舎と体育館の整備状況を示しています。

施設名	校舎		構造	建築費	体育館		構造	建築費
	建築年度	校舎延床面積			建築年度	体育館延床面積		
安食小学校	S45 S57	3,806	RC造	114,900 157,450	H14	1,568	RC造	547,470
布鎌小学校	H2	3,400	RC造	709,464	H21	848	鉄骨造	234,448
安食台小学校	S57 S61	4,610	RC造	513,080 238,950	S59	1,292	RC造	226,330
竜角寺台小学校	S63	3,798	RC造	732,500	H元	1,255	RC造	329,779
栄中学校	S52 H2	7,470	RC造	437,862 748,089	H3	2,580	RC造	933,283
旧酒直小学校	S49	3,051	RC造	107,000	S57	853	RC造	143,500
旧北辺田小学校	S53	2,133	RC造	271,534	S48	492	鉄骨造	35,000

(図表4) 対象インフラ施設

施設区分	対象施設	数量	備考
道路施設	町道	359 km	1級22、2級18、その他311、自歩8
	橋梁	55 橋	町道1級9、町道2級3、その他43
公園・緑地	都市公園	40 施設	街区35、近隣3、地区1、都緑1
下水道施設	終末処理場	5609 ㎡	管理棟、汚泥処理棟、放流ポンプ棟
	管路	169 km	

○インフラ施設の保有状況

本町は東西に約121km、南北に約5km、面積32.51km²の町域を有し、主なインフラ施設として、道路366km、橋梁55橋、都市公園40施設、下水道135kmなどを保有しています。

〇人口の現状把握及び見通し

本町の人口は、平成7(1995)年の25,615人をピークに、その後、都市部への若年層の流出と出生率の低迷により減少傾向が続いており、**令和2(2020)年の国勢調査によると、人口は20,127人となっています。**

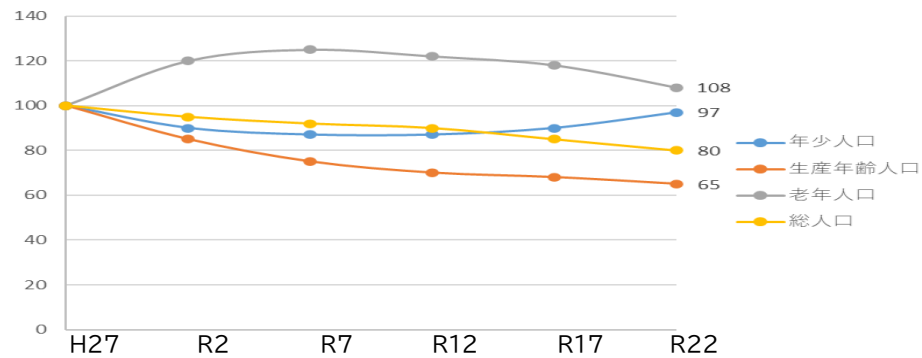
人口の減少は全国的傾向ですが、本町では減少率が急激なため、転入者を増やすための各種施策を展開しています。

また、人口構造が県平均に比べて高齢者に片寄っているため、**若い世代の転入促進及び転出抑制、出生率の向上などにより、持続性のある人口構造に変えることが必要としています。**

なお、これらの施策を織り込んだ**栄町人口ビジョン（令和2年3月策定）**では、**令和22(2040)年において、国立社会保障・人口問題研究所推計の総人口13,210人に対し、17,146人となる見込みです。**

(図表5) 年齢3区分別人口の推移

出典：栄町人口ビジョン（令和2年3月策定）



		平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
年少人口	実数(人)	1,927	1,752	1,674	1,674	1,768	1,878
0~14歳	割合	9.1%	8.6%	8.6%	8.9%	9.8%	11.0%
生産年齢人口	実数(人)	12,876	10,869	9,745	9,216	8,799	8,360
15~64歳	割合	60.7%	53.3%	49.8%	49.1%	49.0%	48.8%
老年人口	実数(人)	6,425	7,760	8,158	7,885	7,399	6,908
65歳以上	割合	30.3%	38.1%	41.7%	42.0%	41.2%	40.3%
総人口	実数(人)	21,228	20,381	19,577	18,775	17,967	17,146

〇今後40年間に公共施設等の更新などに必要な見込み額

公共施設等の更新に係る費用については、はじめに、各地方公共団体において活用している総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」の標準的設定に従って、公共建築物は築後30年で大規模改修、築後60年で建て替えを行い、インフラ施設は、建設後耐用年数が経過した時点で更新するという設定で試算を行いました。

次いで、公共建築物は文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」等を参考として、劣化や異常が軽微なうちに対策を行う「予防保全型」の維持管理により、使用目標年数を築後80年に延長した設定で更新費用の推計を行いました。また、インフラ施設は所管省庁からの指針等に沿って策定した各々の長寿命化計画に基づき、縮減費用を試算しました。

なお、各試算方法に基づく将来更新費用の推計は図表6のとおりですが、あくまで理論上の数値となっています。

◆◆更新費用推計の手法◆◆

(1) 総務省型（築後30年で大規模改修／築後60年で建て替える設定）

- ※公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定。
- ※面積・延長の数量に更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計。（物価変動率、落札率等はせず）

【更新単価】

町民文化系施設／社会教育系施設／行政系施設 ⇒ 大規模改修 25万円/㎡ 建て替え 40万円/㎡
 学校教育系施設／その他施設 ⇒ " 17万円/㎡ 建て替え 33万円/㎡

(2) 予防保全型（築後40年又は50年で大規模改修／築後80年で建て替える設定）

- ※(1)の基本条件は同じまま、毎年必要な修繕等の予防保全改修を行いながら、5年毎の中規模改修により長寿命化を図る手法。

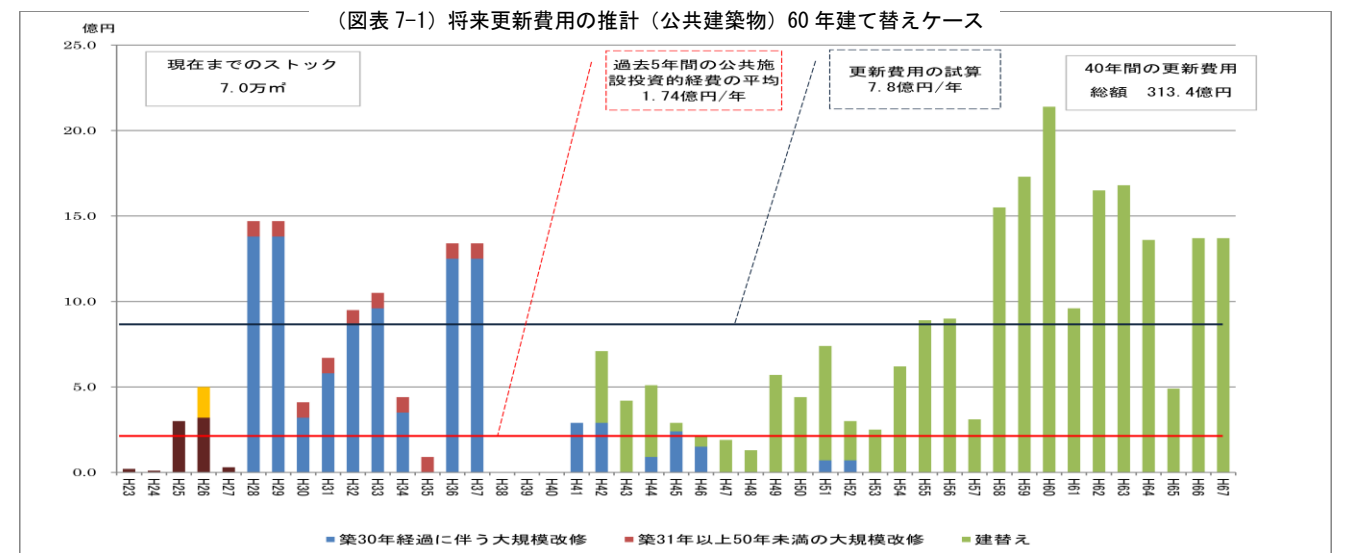
例) 庁舎：予防保全改修 10,000千円／中規模改修 100,000千円
 ふれあいプラザ：予防保全改修 5,000千円／中規模改修 100,000千円

(図表6) 将来更新費用の推計まとめ（公共建築物+インフラ施設）

	更新費用の見込み【試算結果】		直近5年間の投資的経費の実績
	①総務省型 〈60年建て替え〉	②予防保全型 〈80年建て替え〉	
◆公共建築物	313.4億円 (7.8億円/年)	161.6億円 (4.0億円/年)	1.7億円/年
◆インフラ施設	384.6億円 (9.6億円/年)	324億円 (8.1億円/年)	4億円/年
内訳 (道路)	206.7億円 (5.2億円/年)	155.0億円 (3.9億円/年)	1.7億円/年
(橋梁)	14.1億円 (0.3億円/年)	5.2億円 (0.1億円/年)	—
(下水道)	163.8億円 (4.1億円/年)	163.8億円 (4.1億円/年)	2.3億円/年
合計	698億円 (17.4億円/年)	480.3億円 (12.0億円/年)	5.7億円/年

(1) 耐用年数60年ケース

築30年経過に伴う大規模改修は、平成28年度から平成37年度にかけて集中しています。これは、平成28年度は「役場庁舎」が、平成36年度には「ふれあいプラザさかえ」がそれぞれ30年を超過することなど、昭和50年代後半から整備された施設が、順次、大規模な改修や更新の時期を迎えることによるものです。また、平成58年度からは各施設の築60年超過に伴う建て替え費用の山が生じることになります。



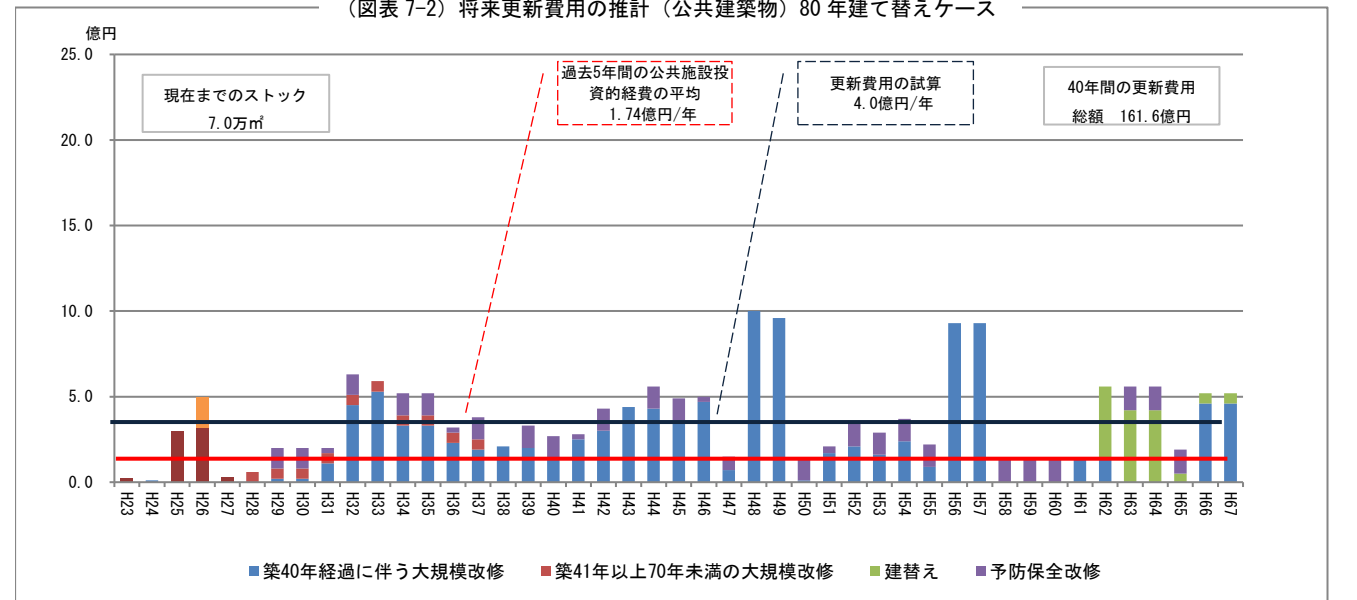
なお、現実的にこれに対応できる財政状況ではないため、次に予防保全型のケースとして試算してみました。

(2) 耐用年数80年ケース

151.8億円の縮減
 (年3.8億円)

平成48年度と平成56年度において更新費用の山があるのは、60年建て替えと同様な理由によるのですが、適切な時期に少しずつ改修を行い、耐用年数を80年まで延ばす予防保全型管理を実施した場合は、財政負担が短期に集中しないよう予算の平準化を図ることができますが、それでも現実的には財政対応は大変厳しいと考えています。

(図表7-2) 将来更新費用の推計（公共建築物）80年建て替えケース



○推計の総括

前項のような長寿命化対策を図っても、将来的に財政負担への対応は大変厳しいと言わざるを得ません。このため、公共建築物については、各施設の特性を十分見極め、真に必要な施設の大規模改修や建て替えに費用を集中的に投下していく必要があります。また、人口減少が続く中、町として現有のすべての施設が必要かどうかを定期的かつ慎重に分析し、不用と判断した施設については、民間活用も視野に入れた機能転換を進めていかなければなりません。次に、道路などのインフラ施設のストックについては、国の社会資本整備総合交付金の計画的な活用を図りながら、長寿命化に取り組んでいく必要があります。

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

○現状や課題に関する基本認識

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 人口減少およびICT化による公共施設に対する町民ニーズの変化 |
| 2. 公共施設の老朽化と厳しい財源の確保 |
| 3. 公共施設の計画的な改修と新たなあり方の視点 |
| 4. SDGs（持続可能な開発目標）との関係 |

○公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ① 現在行っている定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ② 定期点検に加え、職員の日常パトロールなどによる通常の点検を継続的に実施し、経年による劣化状況、外的負荷（天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ① 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ② 維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しや施設の貸出などについても慎重に検討します。
- ③ 管理運営にあたっては、指定管理者制度を推進するとともに、PPP・PFIなどによる民間活力の導入を検討します。
- ④ 新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を効率的に進めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

- ① 点検、診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全の確保対策を講じていきます。
- ② 今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置を適切にとっていきます。

(4) 耐震化の実施方針

- ① 公共建築物のほとんどは、耐震診断の実施や耐震改修が必要な場合の改修工事が済んでおり、また、小中学校の体育館では吊り天井の撤去工事を進めています。今後も、公共建築物の多くは災害時には避難場所として活用されるため、平常時の利用状況の精査とともに、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、耐震性の向上には適切な措置を講じていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

- ① 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防保全型の管理を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで維持管理総コストの縮減に努めていきます。

- ② 施設によっては既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。
- ③ 限られた財源の中で、将来の公共施設の活用方向を見極めながら、重点的かつ効率的に長寿命化を実施していきます。なお、道路等のストックの長寿命化は、国の社会資本整備交付金の活用により実施していきます。

(6) 地球温暖化対策の推進方針

- ① 公共施設等から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標や温室効果ガスの排出抑制への取組を定め、環境負荷の軽減と温室効果ガスの排出を削減する取組みを推進します。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ① 公共施設の改修や更新等を行う際には、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できる施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの対応に努めます。

(8) 統合や廃止等の推進方針

- ① 利用状況等に照らして必要性が低下した施設や本来の設置目的による役割を終えた施設、老朽化が著しい施設等については、更新前に費用対効果を検証したうえで廃止や売却の検討を行います（例：文化ホールなど）。
- ② 町民ニーズ、社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、有償で売り払いや貸し付けを行うなど、財源確保の手段として有効に活用します。
- ③ 人口減少・ICT化の進展により、行政サービスのニーズの変化や事務量の縮小も見込まれるため、施設の有効活用という観点から、行政分野を超えた民間への貸付や用途転用などの検討を行います（例：庁舎など）。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ① 施設に関する情報を共有し、全庁的な視点から施設の利活用を総合調整するため、適時、政策会議に付議又は報告し、部署横断的な推進体制を整備します。
- ② 点検・診断等結果の対応状況や維持管理・修繕・更新等の実施状況等を整理して全庁的に情報共有することにより、施設管理者の知識・技術の向上を図ります。

(10) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する実施方針

- ① 将来的に利活用の計画がなく、町有財産として保有する必要性の低い財産については、遊休化し未利用財産となることを防ぐため民間等に売却することを検討します。
- ② 既存の未利用財産については、利活用の可否を判断したうえで、優先順位を定め、順次売却・貸付等を検討します。

《参考》国の財政支援措置 ※公共施設等総合管理計画に基づく事業が対象

■公共施設等適正管理推進事業債

【期間】令和4年度から令和8年度

【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：30～50%

【対象事業】①集約化・複合事業…延床面積の減少を伴う集約化・複合化

②長寿命化事業…施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる

③転用事業…他用途への転用

④立地適正化事業…コンパクトシティの形成に向けた事業

⑤ユニバーサルデザイン化事業…バリアフリー改修、ユニバーサル化改修

⑥脱炭素化事業…地球温暖化対策計画において、市町村が率先的に取り組むこととされている事業

⑦除却事業